

東京都中途失聴・難聴者協会の専門部・サークルの集まりにおける 新型コロナウイルス感染拡大防止のための留意事項

1. 集まりの開催判断と、各専門部・サークルで実行すること

- (1) 今後、国・東京都からの緊急事態宣言や東京アラート等が発令され、外出・多人数の集まり自粛の要請があった場合、専門部・サークルの対面での集まりは中止とする。
- (2) (1) 以外の状況で対面での集まりを持つ場合は、以下の諸点に留意して、集まりを実施する。
 - ①集まりの際には前もって、その内容、日時、責任者名、参加予定者を協会事務所に連絡する。
 - ②集まりにおいては、3密（密閉空間・密集する場所・密接した会話）を避ける最大限の対応（人数制限、消毒、換気、マスクの着用など）を行う。
 - ③感染者の発生に備えて、各専門部・サークルにおいて参加者の名簿・連絡網の整備をする。
 - ④感染者が出た場合は、集まりの責任者は協会事務所に速やかに連絡する。

2. 集まりにおける具体的な感染拡大予防の方法

- (1) 行事・企画は当面事前申し込み制とする。
- (2) 集まりの人数は、部屋の定員の1/2以下の人数に抑える。その人数には、手話通訳者、要約筆記者も含める。
- (3) 部屋の入室の際には、手指の消毒をする。
- (4) 資料は手渡しせず、事前送付、投影、受付に置き各自取ってもらうなどの方法を取る。
- (5) 筆記用具の貸し借りはしない。
- (6) 講演・講義の場合は、話し手と聞き手の席を2メートル程度の距離を取る。
- (7) 飛沫感染防止のためにマスクをする。その場合は、熱中症で体温の上昇や脱水症状にならないように十分注意する。話し手は、フェイスシールドをつける。
- (8) こまめに部屋の換気を行う。
- (9) ヒアリンググループマイクは極力共有を避け、発言者ごとに消毒したものを使う。
- (10) 飲食を伴う集まりは当面の間避ける。